



消費生活 サポーター通信

平成30年度第8号

今月のテーマ

ネット通販のトラブルを防ぐには



ネット通販のトラブルを防ぐには

事例

- ① ネット通販でスニーカーを注文し、代金を前払いしたが商品が届かない。
- ② ネット通販で定価5,000円のサプリメントが初回のみ100円と安かったので、1回限りのお試しのつもりで購入したら、翌月同じ商品が定価で届いた。

アドバイス

① 「代金を前払いしたが商品が届かない」を防ぐには



- 通信販売では、広告に事業者名、住所、電話番号などを表示する義務があります。注文前に住所が実在するか、電話番号などに不審な点はないか確認しましょう。
- 振込先の口座が、事業者名と異なる個人名義の場合は十分注意しましょう。
- 商品が届かない可能性があることを認識し、前払い以外の支払い方法（代金引換、クレジットカード払いなど）について検討しましょう。

② 「1回限りのつもりだったのに、定期購入になっていた」を防ぐには



- 定期購入の場合、申込みの最終画面に、支払金額の総額、契約期間などの主な契約条件をわかりやすく表示することになっているので、必ず内容を確認しましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度（無条件解約）は適用されないため、購入する前に、**解約・返品できるかどうか**、返品できる場合は送料を負担する必要があるかなどを**しっかり確認**しましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **☎188** (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター **☎017-722-3343** (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)